

序章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

高山市は、平成 17(2005)年 2 月の近隣 9 町村との合併により、2177.61 km²という日本一広い面積を持つ自治体になると同時に、国・県・市合わせて 900 件を超える指定文化財を有することとなった。合併後の高山市においては、広大な市域全体の一体感の醸成とともに、豊かな地域資源、歴史遺産や伝統文化の活用による地域活性化が求められていた。

これらの取組みを進める中で、平成 20(2008)年 5 月に文部科学省・農林水産省・国土交通省の共管法として「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定され、同年 11 月に施行された。

そこで本市では、歴史的な町並みや地域固有の伝統文化等をまちづくりの要素の一つとして活用するため、同法による「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 21(2009)年 1 月 19 日に全国初となる国の認定を受けた。

第一期計画(平成 20 年度～平成 29 年度)では、旧矢嶋邸等整備事業により整備した「飛騨高山まちの博物館」を基点とした文化財等を巡る周遊ルートの整備、無電柱化や建造物等の修景など景観の向上に資する事業、祭礼行事や伝統工芸などの伝統文化の継承に係る支援等を実施した。このときに整備した「飛騨高山まちの博物館」は、平成 30 年度に開館した「飛騨高山まちの体験交流館」と一体となり、活用されている。

第一期計画では、まちの魅力の向上、外国人旅行者を含む観光客の増加、高山祭の継承や町並み保存に関する住民活動の活発化などの成果が表れた一方、居住者の減少や少子高齢化に伴う担い手不足により、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関する事業については更に重点的に取り組む必要があることや、一部の地域への観光客の集中、外国人観光客への対応力の強化といった新たな課題への対策が求められた。

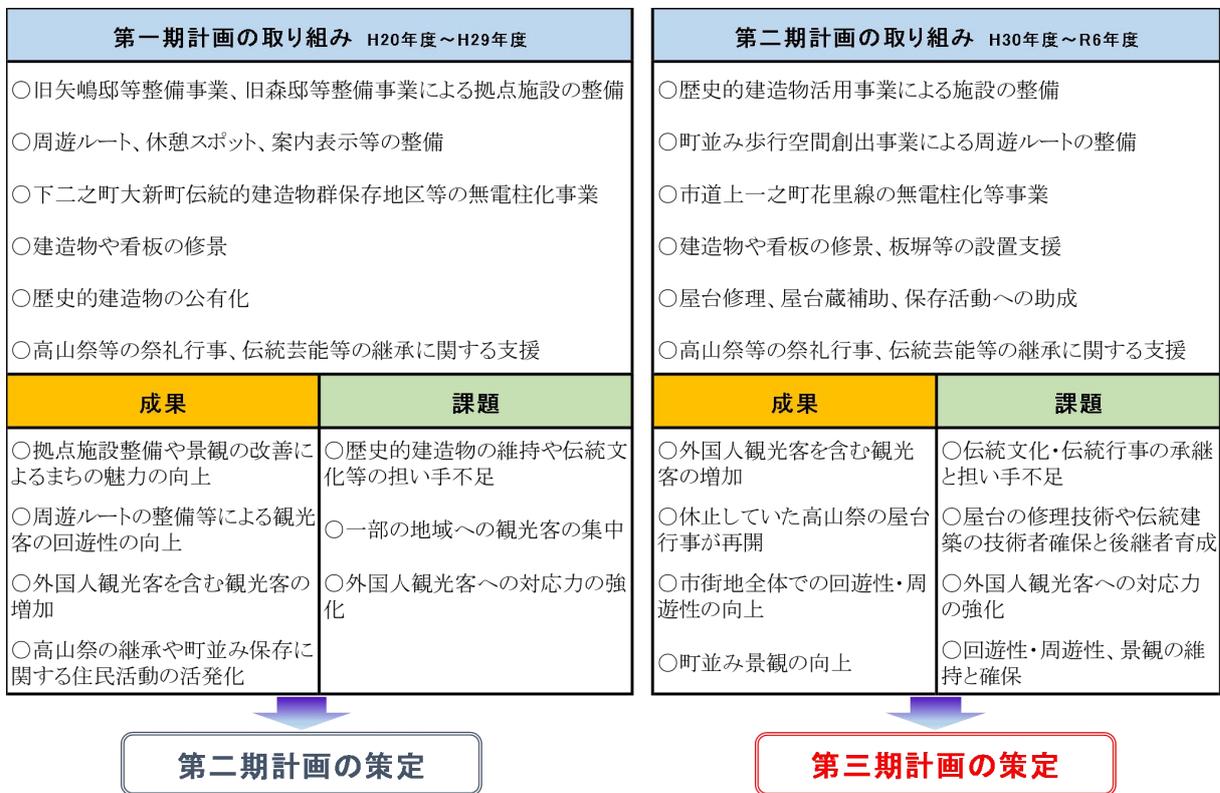
そこで、第二期計画(平成 30 年度～令和 6 年度)を策定し、引き続き事業を推進することとしたが、第二期計画期間のおよそ半分は、新型コロナウイルス感染症の影響により市民の活動が大幅に制限された期間となった。

この間は、高山祭を含むほぼ全ての行事が例年どおり開催できず、それまで順調に増加していた観光客も大幅に減るなど、歴史まちづくりに与えた影響も大きく、苦しい期間となった。そのような中でも、歴史的建造物活用事業として、若者等活動事務所「村半」、にぎわい交流館「大政」を開所したこと、宮川朝市通りの修景や、古い町並みと中心商店街をつなぐ人道橋「行神橋」を整備したこと、景観を向上させる上一之町花里線の無電柱化といった事業を着実に進めたこと等により、回遊性・周遊性の向上を図るとともに、町並み景観の向上にも寄与した。また、祭屋台の修理等と並行して、休止していた高山祭の屋台行事の一部も再開し、次につながる活動がみられたことも成果といえる。これらの取組み

は、ここで終わらせることなく、継続することで、より一層の成果が得られるものである。

また、本市においては、日本全体よりも早いペースで人口減少や少子高齢化が進むことが予想されているため、伝統行事などの伝統文化の承継と担い手不足は一層深刻な課題である。屋台の修理技術や伝統建築の技術者の確保と後継者育成といった面への継続的な取り組み、外国人観光客を含む観光客への対応力の強化、町並み景観の維持は今後も必要である。

これらのことから、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図ることで市民の郷土愛を高め、今後50年、100年先にも本市固有の歴史的な町並みや伝統文化が継承されるとともに、取り組みから波及する交流人口の増加、定住の促進等による地域活性化につなげていくため、「高山市歴史的風致維持向上計画」第三期計画を策定し、引き続き事業を推進する。



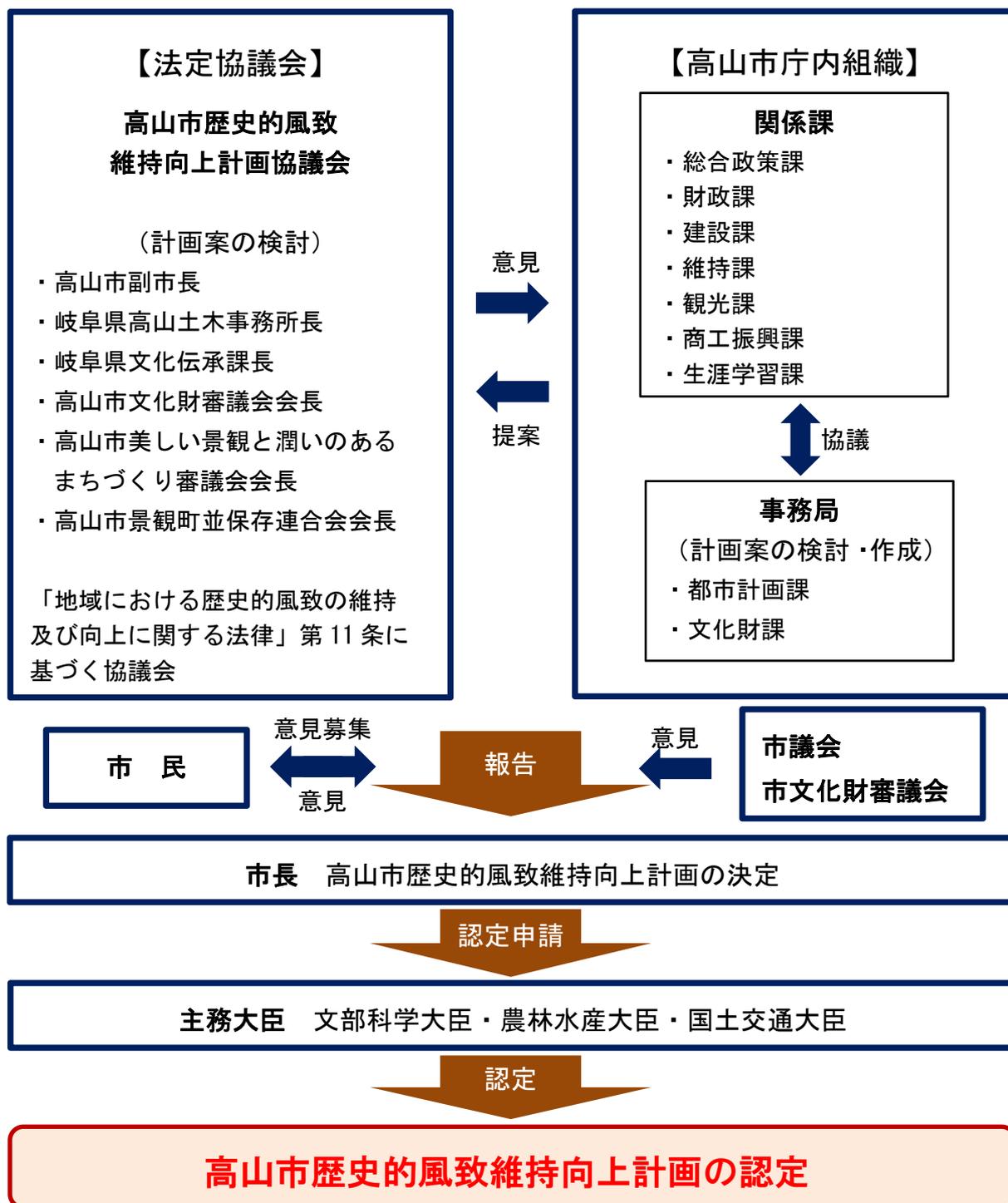
2. 計画期間

本計画の期間は、終期を高山市第九次総合計画と整合させ、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10ヵ年とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局である都市計画課と文化財課の連携により計画案の検討・作成を行い、計画に掲載すべき事業については、庁内の関係各課との協議により抽出作業を行った。また、法定協議会である高山市歴史的風致維持向上計画協議会において計画案の検討を行うとともに、高山市文化財審議会への意見聴取を行った。

高山市歴史的風致維持向上計画策定体制



4. 計画策定の経緯

平成 21 年 1 月 19 日	「高山市歴史的風致維持向上計画」(第一期)の認定
平成 24 年 3 月 27 日	軽微な変更の届出
平成 25 年 3 月 29 日	計画変更の認定
平成 26 年 3 月 31 日	計画変更の認定
平成 27 年 3 月 25 日	軽微な変更の届出
平成 29 年 11 月 21 日	高山市議会産業建設委員会(第二期計画(案)の協議)
平成 29 年 12 月 3 日	第一期計画の最終評価に係る外部評価
平成 29 年 12 月 8 日	高山市文化財審議会(第二期計画(案)の意見聴取)
平成 29 年 12 月 12 日～	市民意見募集
平成 30 年 1 月 10 日	
平成 29 年 12 月 20 日	高山市歴史的風致維持向上計画協議会
平成 30 年 2 月 28 日	第一期計画の最終評価の提出及び第二期計画の認定申請
平成 30 年 3 月 26 日	「高山市歴史的風致維持向上計画」(第二期)の認定
令和 2 年 2 月 19 日	軽微な変更の届出
令和 3 年 2 月 15 日	軽微な変更の届出
令和 6 年 4 月 19 日	高山市歴史的風致維持向上協議会開催
令和 6 年 7 月 26 日	高山市歴史的風致維持向上協議会開催
令和 6 年 10 月 11 日	第三期計画策定に向けた庁内協議
令和 6 年 10 月 28 日	第三期計画の最終評価に係る外部評価
令和 6 年 11 月 20 日	高山市議会産業建設委員会(第三期計画(案)の協議)
令和 6 年 12 月 6 日	高山市文化財審議会(第三期計画(案)の意見聴取)
令和 6 年 12 月 24 日	高山市歴史的風致維持向上協議会開催 ・第二期計画の最終評価(案)及び第三期計画(案)の協議
令和 6 年 12 月 10 日～	市民意見募集
令和 7 年 1 月 20 日	
令和 7 年 3 月 5 日	第三期計画認定申請
令和 7 年 3 月 21 日	第三期計画の認定



高山市歴史的風致維持向上計画協議会
(令和 6 年 4 月 19 日)



第三期計画外部評価員による最終評価
(令和 6 年 10 月 28 日)

【参考】計画記載事業年表

S30	S40	S50	S60	H1	H10	H20	H30	R1
		S39～R6	屋台保存事業(屋台修理)【重要有形民俗文化財修理ほか】				H21 歴史的風致維持向上計画認定	H30 歴史的風致維持向上計画(第二期)認定
		S54～R6	町並み・景観保全事業【都市再生整備計画事業ほか】			H21～R6 町並み景観保全事業【街なみ環境整備事業ほか】		
		S55～	歴史的町並み保存事業【重要伝統的建造物群保存地区保存事業】			H21～R6 スポット整備事業【街なみ環境整備事業ほか】		
			スポット整備事業【歴史的環境形成総合支援事業ほか】			H2～ 屋台保存事業、伝承芸能保存事業		
						H20 吉島家・松本家整備事業【歴史的環境形成総合支援事業】	H28～R1 日本遺産活用整備事業【日本遺産魅力発信推進事業ほか】	
						H20～H22 旧矢嶋邸等整備事業【歴史的環境形成総合支援事業】	H29～R6 無電柱化等事業【街なみ環境整備事業ほか】	上ノ町 花里線
						H20～H24 周遊ルート整備事業【歴史的環境形成総合支援事業ほか】	H29～R6 町並み歩行空間創出事業【景観まちづくり刷新支援事業ほか】	行神橋
						H20～H24 案内施設等整備事業【歴史的環境形成総合支援事業ほか】	H30～R6 郷土の歴史・文化の語り部育成事業	
						H20～H25 無電柱化事業Ⅰ【街なみ環境整備事業ほか】	H30～R6 歴史的建造物活用整備事業【街なみ環境整備事業ほか】	村半 大政
						H20～H21 無電柱化事業Ⅱ【電線共同溝整備事業ほか】	H30～R6 伝統行事担い手支援事業	
						H21 宗猷寺庭園整備事業【歴史的環境形成総合支援事業】	H30～R6 まちの博物館外国語対応事業	
						H21～H24 「城山」城郭整備事業【歴史的環境形成総合支援事業ほか】	H30～R1 城山公園等整備事業【景観まちづくり刷新支援事業】	
						H21～H24 祭礼復興事業【歴史的環境形成総合支援事業】	H30～R2 文化遺産・地域資源活用調査事業【国宝重要文化財等保存・活用事業ほか】	
						まちの 体験交流館		
						H26～H29 旧森邸等整備事業【都市再生整備計画事業】		
						H26～ 景観重要建造物等修景事業【都市再生整備計画事業】	H30～R6 景観重要建造物等修景事業【街なみ環境整備事業ほか】	
						H26～R6 伝統構法木造建築物耐震化事業		

第一期計画記載事業
 第二期計画記載事業
 【】内:国の支援事業の名称
 (記載のないものは市単独事業)

歴まち計画記載事業